

東海市公告第144号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部収納課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和8年6月17日

東海市長 花田勝重

送達を受けるべき者の 住所地等（所在地等） 及び氏名（名称）	別紙のとおり
送達すべき書類の名称	令和7年度国民健康保険税第8期 督促状

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。

送達を受けるべき者の住所地等（所在地等）及び氏名（名称）

整理 番号	住所地等（所在地等）	氏名（名称）
1	愛知県東海市名和町後西7番地 コンフォルト（A-2）	坂藤 秀隆
2	愛知県東海市名和町後西7番地 コンフォルト（A-2）	長谷川 北斗
3	愛知県東海市名和町向廻間1番地の2 （9棟403号）	X I O N G H A I F E N G